

農業委員会だより

No.96

令和3年3月

あぜみち



主な内容

- R2農地パトロール調査結果 1
- 人・農地プラン 2
- 農政課からのお知らせ 3
- 特定生産緑地制度について、農業者年金 4

令和2年度

農地パトロールを実施しました

調査結果について

農地パトロール

(農地の利用状況調査)

農業委員会では、市内全域を対象に、遊休農地の実態把握と発生防止・解消に向けた取組として、農政課とともに農地の利用状況の調査を毎年8月から9月にかけて実施しています。

調査の結果から、遊休農地または遊休化の恐れがあると判断した場合は、所有者へ利用意向調査を行い、耕作の再開や農地中間管理機構等への貸付意向等、今後の農地の利用について確認を行います。

遊休農地が与える影響

農地は手を加えないとすぐに荒れてしまいます。そのまま適正な管理がされず放置すると、雑草が繁茂、道路や用排水施設等の管理

の支障、病害虫や鳥獣被害の発生等周辺の農地等へ被害を招く恐れがありますので、農地の所有者は農地の適正な管理をお願いします。

遊休農地の解消に向けて

遊休農地を活用して耕作面積の

規模拡大をお考えの場合や、農地の相続や病気等により耕作することができなくなりそうな場合は、早めに地区の農業委員や農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局までご相談ください。

なお、耕作者が利用権を設定して遊休農地を解消する場合、条件により補助金を受けられる場合がありますので、事前に農政課へご相談ください。

【表1】 解消が確認されたもの

大字	筆数	面積(m ²)
北河原	4	5,107
中江袋	4	2,461
小見	1	664
須加	1	2,162
荒木	4	2,186
下須戸	4	2,433
真名板	1	634
関根	4	3,447
長野	1	495
埼玉	5	5,181
佐間	3	2,455
持田	6	2,456
和田	3	1,320
合計	41	31,001

【表2】 新たに確認されたもの

大字	筆数	面積(m ²)
北河原	8	5,431
須加	1	840
荒木	7	2,798
若小玉	3	2,495
下須戸	6	1,986
真名板	2	694
関根	2	1,586
埼玉	4	2,923
渡柳	6	4,047
堤根	2	1,510
下忍	3	1,584
合計	44	25,894



人・農地プランの 実質化について

人・農地プランとは

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など地域の抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

平成24年度に国が事業をスタートさせ、市では平成25年3月にプランを策定いたしました。また、市内を11地域に分け、それぞれの地域でプランを作成しております。

人・農地プランの実質化とは

令和元年度の国の事業の見直しにより、人・農地プランをより実質的なものにする観点から、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いの場において、農業者が地域の現況と将来の地域の課題を関係者で共有し、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集積・集約化に関する将来方針を作成することです。

実質化を行わないと

国の補助事業の採択対象から外されたり、採択されにくくなります。

非対面型の意見集約方法の採用 について

本来であれば、地域の話し合いの場をもって、農業者と関係者で将来方針を作成する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響下における人・農地プラン実質化の推進として、原案については、農政課、農業委員会事務局、担当区域の農業委員及び農地利用最適化推進委員、JAほくさい行田基幹支店管内各支店長で話し合いを行い、作成いたしました。

その後、中心経営体となる担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織）、農業者及び農地所有者に、郵送等で意見を集約する非対面型の意見集約方法を採用いたしました。



プラン作成までの流れ

- 1 人・農地プランの見直しに係るアンケート
農用地利用状況調査で実施(令和元年8月)
- 2 アンケートを基に地図の作成
地域ごとに年齢分布図及び担い手分布図を作成(令和2年7月)
- 3 人・農地プランの原案作成
農政課、農業委員会事務局、農業委員、農地利用最適化推進委員及びJAほくさい行田基幹支店管内各支店長で地域ごとのプラン原案を作成(令和2年8月)
- 4 中心経営体への意向確認及び意見集約
郵送による地域ごとの担い手意向調査及び意見の集約(令和2年10月)
- 5 農業者及び農地所有者からの意見集約
郵送による地域ごとの農業者及び農地所有者からの意見の集約(令和3年1月)
- 6 人・農地プランの決定
検討会議によるプランの了承・公表(令和3年3月)

農業者及び農地所有者からの 意見について

2,586件(宛先不明含む)郵送し、123件(意見なしを除くと96件)の意見をいただきました。

大変、貴重なご意見をいただきましたが、現在のプランの内容で読み込めるものや、今後プランを実行していく

なかで、再度地域の話し合いの場で検討すべき事案や要望等がありました。

そのため、プランそのものは、方向性を指し示すものとして、現行のまま進めさせていただきます。いただいたご意見は、地域の話し合いの際に有効に活用させていただきます。

貴重なご意見をたくさんいただき、誠にありがとうございました。

農政課からの

お知らせ

わらは燃やさず有効活用
をお願いいたします。

麦わら、稲わら及びもみ殻の
焼却に対して、毎年多くの苦情
が寄せられています。

野焼きは、法律で禁止されて
いますが、農業を営むためにや
むを得ないものとして行われる
焼却は、例外とされています。

しかしながら、この焼却によ
り、地域住民の健康への影響
(のどの痛みやぜん息など)や
火災の恐れ、通行の妨げ、また
洗濯物や室内に付着するにおい
など生活環境への影響が甚大と
なっております。

そのため、出来る限り田畑へ
すき込むなど資源として有効活
用し、焼却を控えていただきま
すようお願いいたします。

やむを得ず焼却する場合
は、以下の点に気を付け
ていただきますようお願い
いたします。

- ① 風が強いときは行わない。
- ② 煙や灰などが民家に向かって
流れないように注意する。
- ③ 道路付近では、通行の妨げに
ならないように注意する。
- ④ 大量の煙が発生しないよう、
十分乾燥させ少量ずつ焼却す
る。
- ⑤ 民家の近くでは行わない。
- ⑥ 焼却が終了するまでは、必ず
近くにいますようにする。

(問い合わせ) 農政課農政担当

(内線386)



行田市「攻めの農業」支援 事業補助金を拡充します。

市内の農業の振興及び地域経済の
活性化を図るため、特産品として期
待できる農産物の生産及び加工品の
開発、市民農園・観光農園の開設又
は既存の生産方法を改善するための
新たな取組を行おうとする農業者に
対して補助金を交付している本事業
について、新たにスマート農業を補
助対象として追加いたします。

■新たに補助対象となる経費

ICT機器、ロボット技術の導入
及び利用に要する経費

※農林水産省が公表しているスマー
ト農業技術カタログに掲載されて
いる技術の導入を想定しています。

■補助金の額等

補助対象経費の2分の1以内(千
円未満の端数切捨て上限100万円)

■施行日(予定)

令和3年4月1日

(問い合わせ) 農政課農政担当

(内線386)



新規就農等の相談について

高齢化等により農業従事者の減少
が加速する中で、新規就農者等の新
たな農業従事者の確保・育成は喫緊
の課題となっております。

農政課では、この課題に対応する
べく就農希望者に対する相談窓口を
設け、関係機関と連携しながら新規
就農に向けた支援を行っております。
非農家からの新規参入に限らず、
農家子弟が就農するときにも新規就
農に該当する場合がありますので、
お気軽にご相談ください。(お越し
になる場合は、事前に電話連絡いた
だくことをお勧めいたします。)

■よくあるご相談

研修を受けたい:

希望を基に研修機関を紹介します。

農地を借りたい:

農業委員会等と連携し就農地を探
します。

補助事業について知りたい:

国庫事業「農業次世代人材投資事業」
等の補助事業の説明のほか、各機関
が実施する事業について紹介します。

(問い合わせ) 農政課農政担当

(内線386)

「特定生産緑地制度」

について

お知らせ

生産緑地の指定から30年が経過する前に、買取り申出が可能となる期日を10年延伸する手続きを行うことで、従来の税制優遇を継続して受けられるよう新たに創設された制度が「特定生産緑地制度」です。

行田市市内にある生産緑地の多くは平成4年12月に指定しており、令和4年12月に指定から30年を迎えます。

市では、特定生産緑地への移行手続きについて準備を進めており、平成4年12月に指定した生産緑地所有の方へは別途、案内文書をお送りしています。詳細については、ホームページをご覧ください。市ホームページをご覧ください。か、左記までお問い合わせください。

(問い合わせ)

都市計画課公園担当

(内線5604)

農家の思いを伝え 農業・農村の「未来」を ともに考えます。



全国農業新聞は
地域農業者の代表機関である
農業委員会のネットワークが
発行する週刊の農業総合専門紙です。

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

新聞

週刊 月4回金曜日発行
月700円 年8,400円(税込)

購読の申込みは、お住まいの市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。

発行所
一般社団法人
全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2F
☎ 03-6910-1130
☎ 03-3261-5132
✉ gyoumu@nca.or.jp
http://www.nca.or.jp/shinbun

お届けします

- ① 特長のある週刊新聞 → 解説に力点をあいた企画編集とニュース報道
- ② 時代に鋭く斬り込む → 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③ 経営に役立つ → 知っておきたい経営・流通情報と経営マインド
- ④ 喜びや悩みを共感できる → 読者の心に訴え、ともに考える
- ⑤ 読みやすく親しみやすい → 老若男女が楽しむ読める

農業者年金に加入しませんか？

のうねん 農業者年金

国民年金に上乘せする
公的な年金制度です

農業者年金は国民年金に上乘せすることで、将来もらえる年金額を増やすことを目的に作られた農業者のための公的年金です。

【加入の要件】

- 国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
- 60歳未満
- 年間60日以上農業に従事

【メリット】

- 積立式のため、自分がかけた金額は、年金として生涯もらえます。（終身年金）
- 保険料は月々2万から6万7千円まで自由に選べ、途中金額の変更も可能です。
- 支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。
- 一定の条件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。

【問い合わせ】 農業委員会またはお近くのJAにお問い合わせください。

【編集・発行】

発行日/令和3年3月(No.96)
編集・発行/行田市農業委員会

〒361-8601 行田市本丸2番5号
TEL: 048-556-1111(内線392)
E-mail: nogyo@city.gyoda.lg.jp